

平成21年11月27日

資 料

(地 方 税 制)

税制調査会への総理諮問(抄)

平成21年10月8日
第1回税制調査会

現行税制はシャープ勧告以来の累次の改正の中で、複雑かつ不透明となり、国民の税制に対する不信感・不公平感が高まっている。これを払拭し、時代の変化に適応し、かつ国民が信頼できる税制を構築するためには、「納税者視点」を明確にし、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の原則の下、税制全般を見直さなければならない。

こうした基本的な考え方の下、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、我が国の構造変化に適応した税制を構築していく観点から、以下の事項をはじめとして、国税・地方税を一体とした毎年度の税制改正及び税制全般の将来ビジョンについての調査審議を求める。

(1) ～ (4) 略

(5) 国と地方が対等なパートナーとして地域主権を確立し、地方の再生を図る観点から、地方税制のあり方について検討すること。その際、国・地方の役割分担の見直しと合わせた税財源配分のあり方を見直し、地方の声を十分に反映する仕組み及び地方税制に関する国の関与のあり方についても検討すること。

(6) 、 (7) 略

地方分権改革推進委員会 第4次勧告(抄)

Ⅱ 中長期の課題

〔平成21年11月9日〕

1 地方税制改革

(1) 地方税の充実と望ましい地方税体系の構築

地方の自己決定・自己責任の体制を支える自治財政権を確立するためには、地方自治体自らが課税権を持つ地方税を充実することが、最も重要である。また、地方税を充実する場合には、その税目は応益性を有し、薄く広く負担を分かち合う性質のものであること、さらには、税源の地域的な偏在性が少なく、税収が安定した性質のものであることが望ましい。今後は、このような方向性を明確に掲げて、地方税改革を進めていくべきである。いくつか留意点を述べる。

第一に、地方税を充実することによって、地方財源に占める地方税の割合が高まり、地方自治体が自らの責任で効率的な自治体経営を行うための基盤が形成される。そのためには、国と地方の歳出比率が4：6であるのに対し、税源配分が6：4であることや、国と地方が対等・協力の関係にあることを考慮し、国と地方の税源配分を5：5とすることを今後の改革の当初目標とすることが適当である。

第二に、地方税の体系を、税源の偏在性が少なく、税収安定的な構造になるようにすることは、地域の財政力格差を是正するうえでも重要な課題である。様々な税目について検討が必要となるが、地方消費税の充実を中心とすべきである。

第三に、地方消費税を中心として地方税の充実を図るに当たっては、地方自治体自らが、その趣旨や必要性について住民に対して十分に説明し、理解を求める努力をすべきである。

第四に、以上を指向する地方税制改革は、国税・地方税を通じた税体系全体について抜本的な見直しが行われる機会に実現されることが望ましいが、それまでの間、毎年度行われる税制改正に当たっても、改正の内容が上記の方向性に沿ったものとなるように検討が行われるべきである。

(2) 課税自主権の拡充

地方自治体の創意工夫による課税自主権の拡充は、地方財政の充実に加え、地域の多様化に合わせた自治体経営の自律的展開の観点からも重要な課題である。近年、法定外税に係る国の関与の縮減、制限税率の撤廃などの制度改正が行われ、地方自治体においても法定外税や超過課税を実施するところが増えてきている。これらによる財政収入の増加には一定の限界もあるが、上記の意義に照らして、地方自治体においては課税自主権の積極的な活用を努めるべきである。国においても、地方自治体が課税自主権を一層発揮しやすくなるよう、制度及び運用の両面において更なる見直しを進めるべきである。

地方税制の現状等

現 状

地方税は、租税全体の約45%を占めており、地方の重要な財源

○ 地方税収 37.0兆円 (H21地方財政計画額)

主な税収内訳	・ 個人住民税 12.6兆円	・ 地方法人二税 6.5兆円
	・ 地方消費税 2.5兆円	・ 固定資産税 8.8兆円

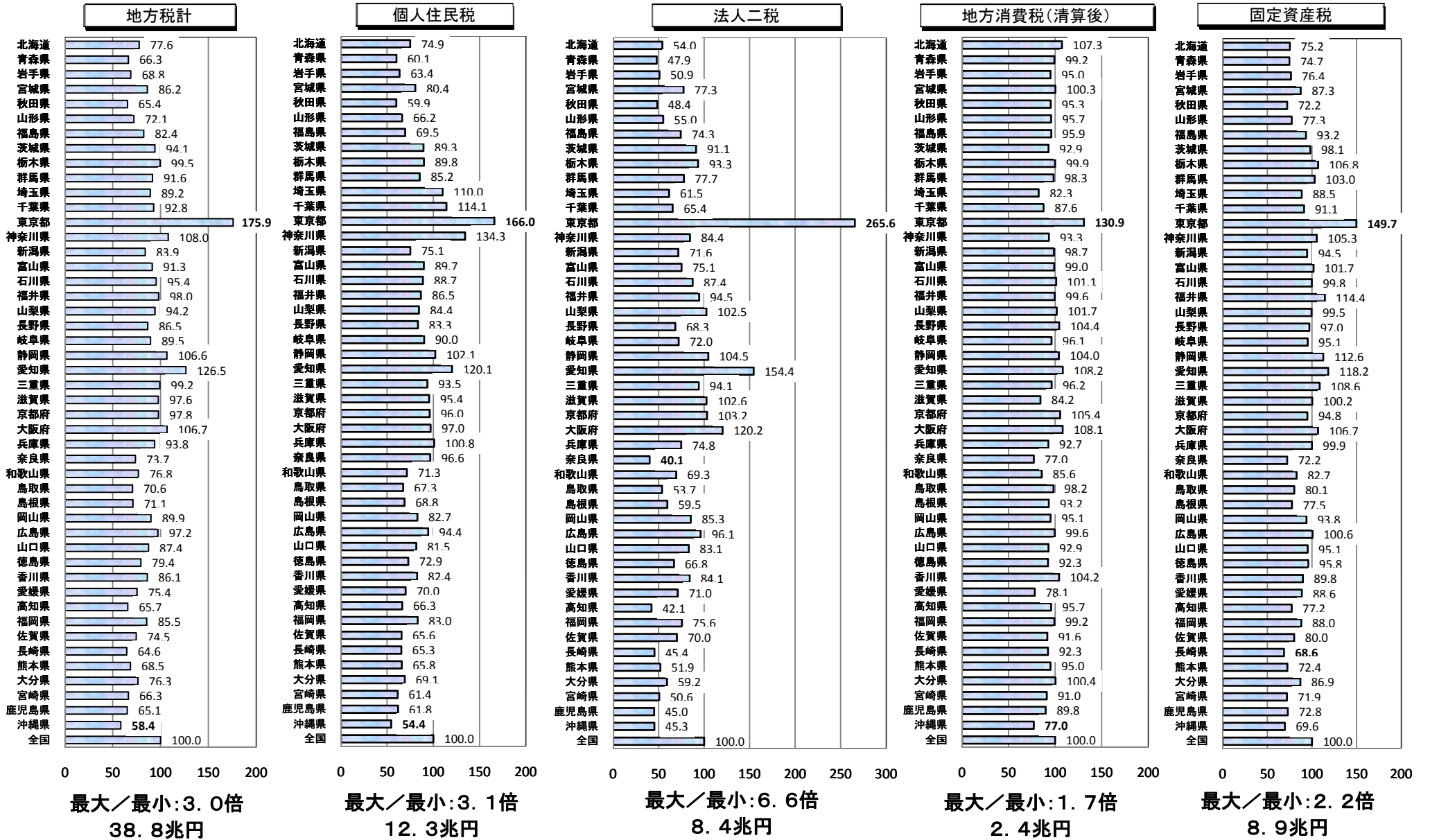
(参考) 国税収 46.9兆円 (H21予算額)

近年の主な地方税制改正

- ・ 平成 9年 地方消費税の創設〔平成6年改正〕
- ・ 平成12年 法定外普通税の「許可制」から「協議・同意制」（消極要件に該当しない限り、総務大臣は同意しなければならない）に変更〔平成12年4月 地方分権一括法〕
- ・ 平成16年 外形標準課税制度の創設（法人事業税）〔平成15年度改正〕
- ・ 平成19年 所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲の実施
〔平成18年度改正〕 ※あわせて個人住民税所得割の10%比例税率化を実施
- ・ 平成20年 地方法人特別税・譲与税の創設〔平成20年度改正〕

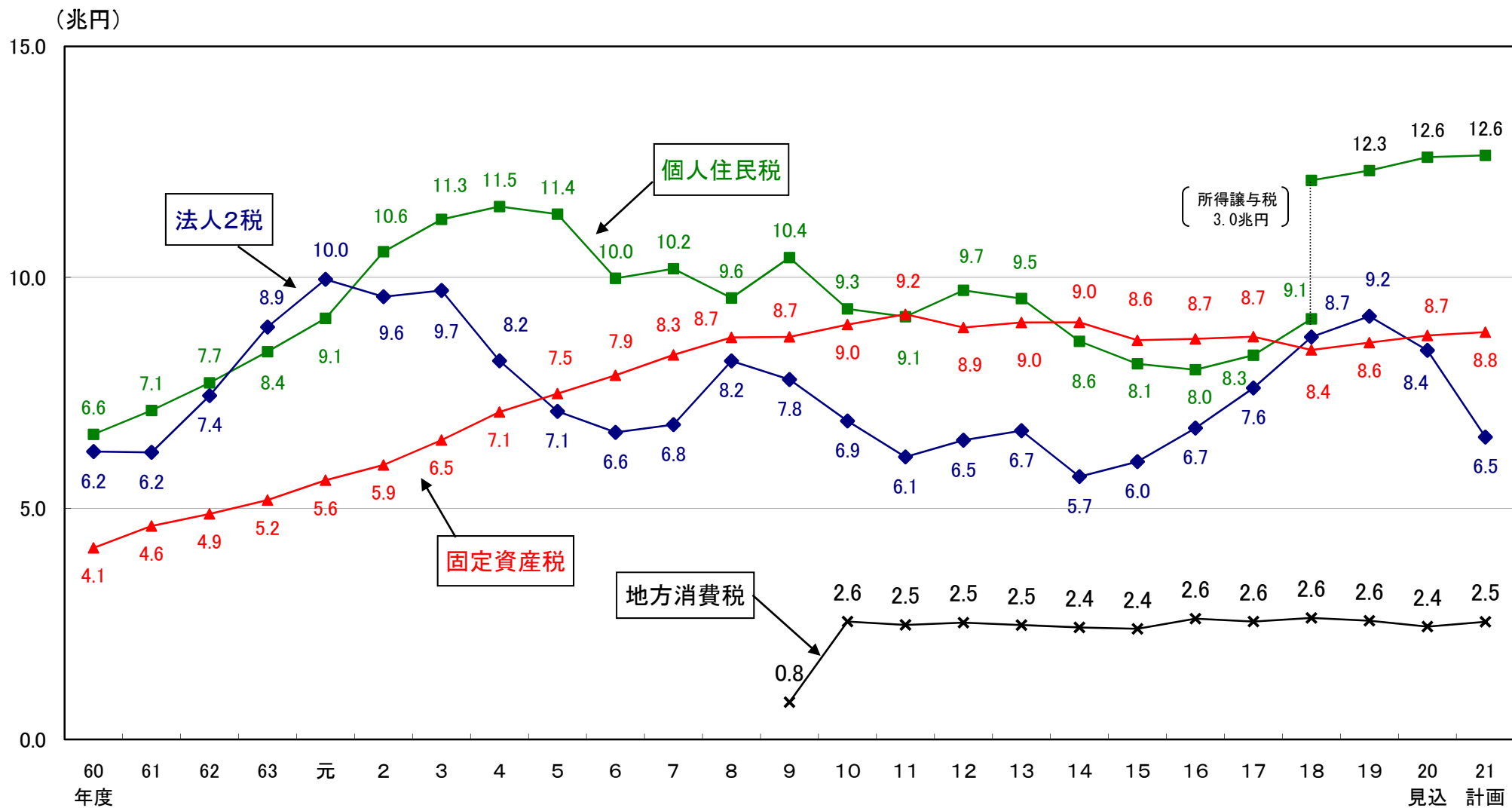
人口一人当たりの税収額の指数(平成20年度決算見込)

(全国平均を100とした場合)



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 税収額は、超過課税分及び法定外税を除いたものである。
 (注2) 個人住民税は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額である。
 (注3) 固定資産税は、道府県分及び交納付金を含む。
 (注4) 人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

主要税目（地方税）の税収の推移



(備考) 1 計数は、超過課税及び法定外税を含まない。
 2 平成19年度までは決算額、20年度は決算見込額、21年度は地方財政計画額である。

課税自主権の拡大

- 地方団体が課税自主権を活用しやすいよう、制度を見直し
→ 新たな行政ニーズに対応するための財源確保策として活用が進んでいる

(1) 法定外税

平成12年4月（地方分権一括法）

- ・ 法定外普通税の「許可制」から、「協議・同意制」（消極要件に該当しない限り、総務大臣は同意しなければならない）に変更
- ・ 法定外目的税の創設

平成16年度 税制改正

- ・ 既存の法定外税の変更（税率引下げ等）に係る国の関与を廃止
- ・ 特定納税義務者への意見聴取制度を創設

例）産業廃棄物税（三重県、岡山県など27道府県、北九州市）

（目的）産業廃棄物の排出抑制、リサイクル促進、適正処理の推進など

（課税対象）最終処分場等への産業廃棄物の搬入などについて、排出事業者等へ課税

(2) 税率設定の自由度の拡大（超過課税等）

平成10年度 税制改正

- ・ 市町村民税均等割・所得割について、制限税率を廃止

平成15年度 税制改正

- ・ 法人事業税について、制限税率を緩和 [1.1倍→1.2倍]

平成16年度 税制改正

- ・ 標準税率によらないことができる要件の緩和（超過課税の制約緩和）
- ・ 固定資産税について、制限税率を廃止

平成18年度 税制改正

- ・ 自動車税・軽自動車税について、制限税率を緩和 [1.2倍→1.5倍]

例）個人住民税の超過課税（高知県、岡山県など30県）

（目的）地球温暖化防止、水源涵養のための森林機能保全など

（課税対象）住民税均等割を標準税率の1.3～2.0倍で課税

法定外税の導入状況

14道県
4市町
(H13.4月現在)



44都道府県
12市町村
(H21.4月現在)

平成13年度決算額

288億円



平成19年度決算額

425億円

超過課税の導入状況

〔法人事業税〕

7団体
(H13.4月現在)



8団体
(H21.4月現在)

〔道府県民税（個人均等割）〕

0団体
(H13.4月現在)



30団体
(H21.4月現在)

平成13年度決算額

4,712億円

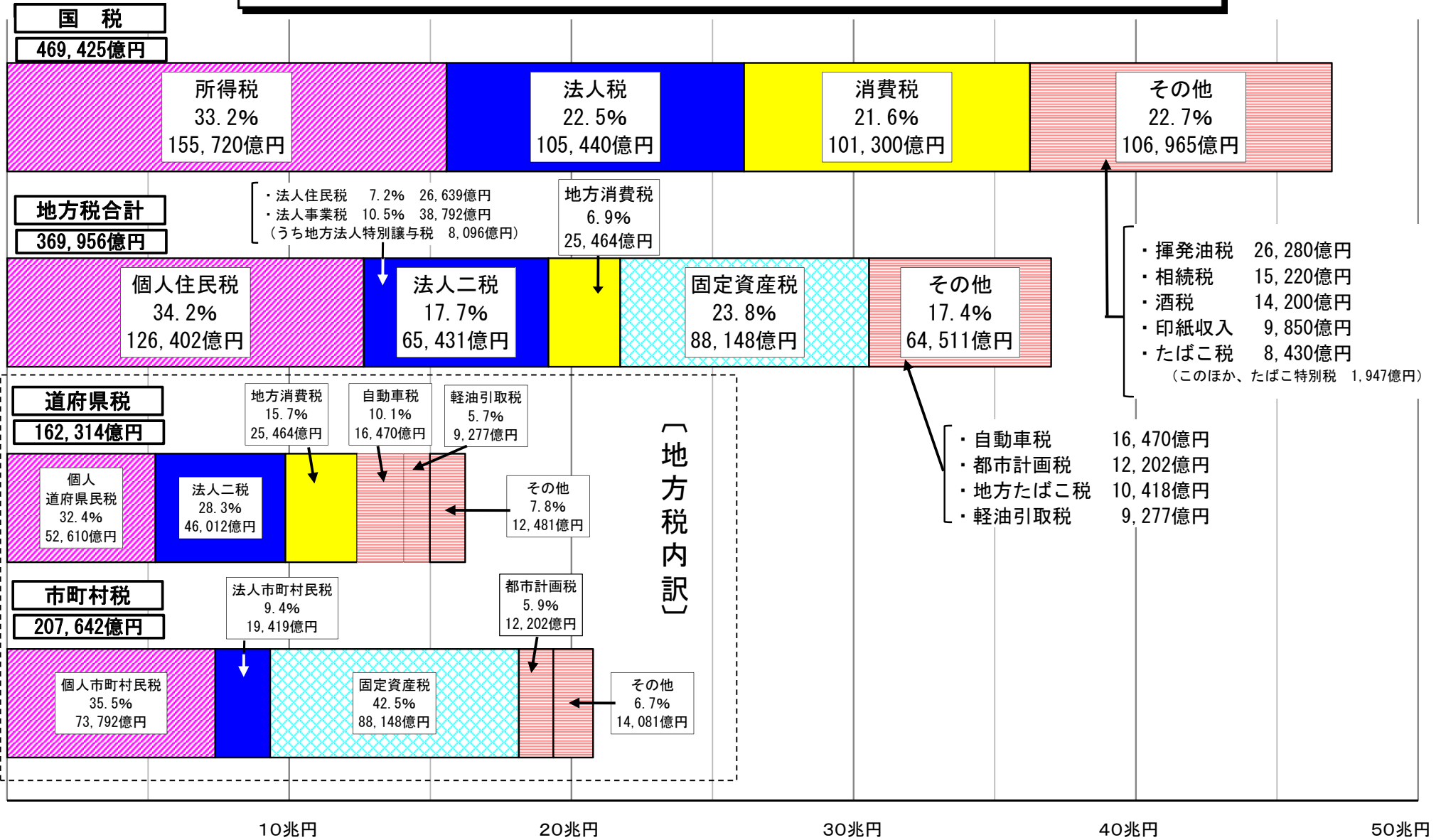


平成19年度決算額

6,876億円

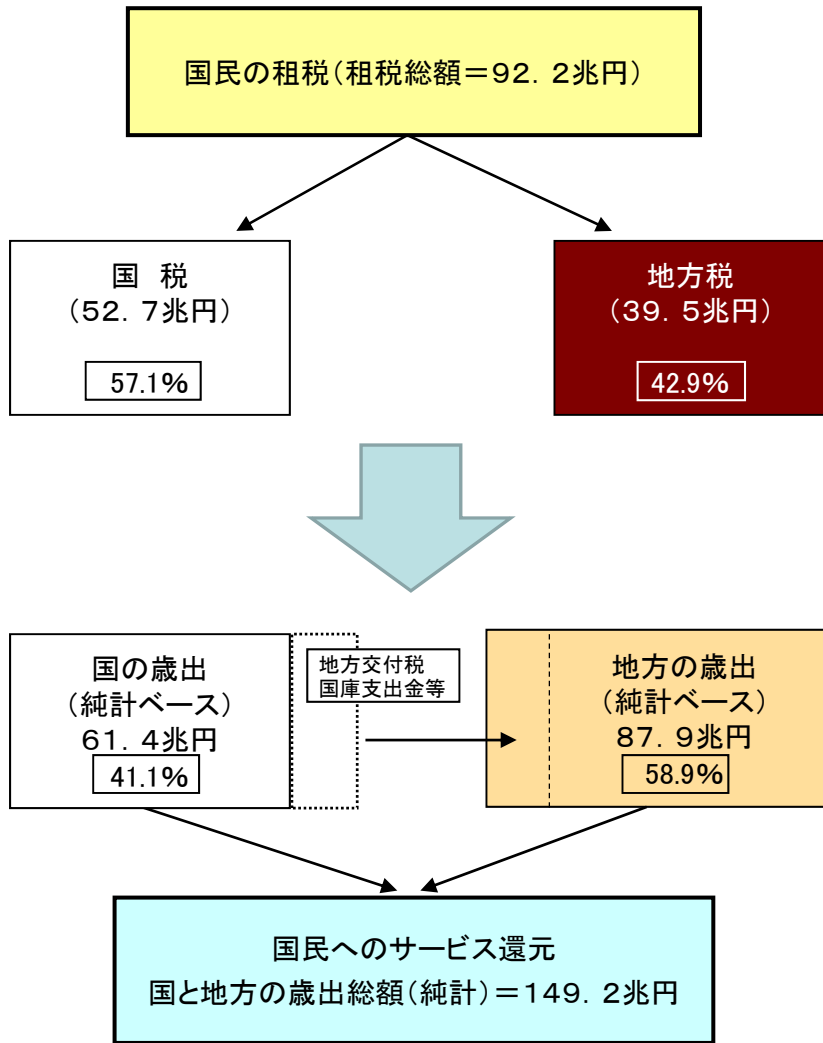
補足資料

国税・地方税の税収内訳（平成21年度予算・地方財政計画額）



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は予算額(特別会計を含む)、地方税は、地方財政計画額(超過課税及び法定外税を除く)である。
 3 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲与税を法人事業税に加えた額である。

国・地方の税源配分について(平成19年度)



(注)現在精査中であり、異動する場合がある。

(注)地方税には、超過課税及び法定外税を含まない。

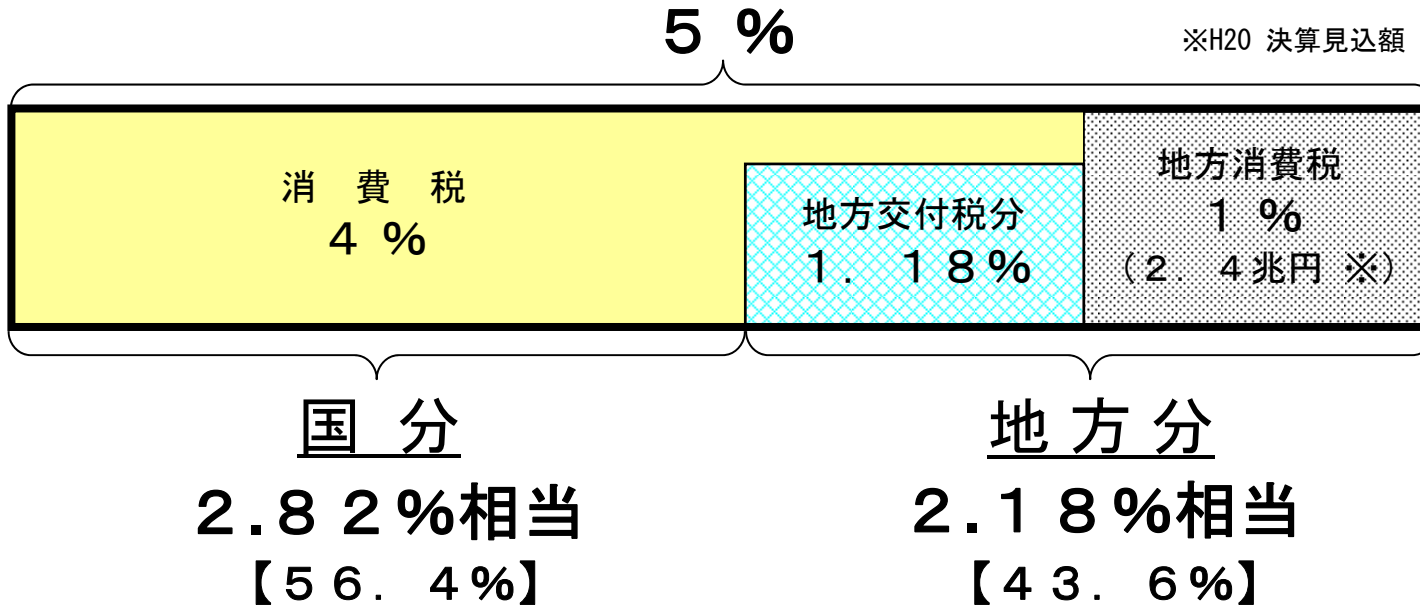
◎税源配分の推移

年度	租税総額	国 税	地方税
H17	86.5兆円	52.3兆円 [60.5%]	34.2兆円 [39.5%]
H18	89.9兆円	54.1兆円 [60.2%]	35.8兆円 [39.8%]
H19	92.2兆円	52.7兆円 [57.1%]	39.5兆円 [42.9%]
H20見込	84.6兆円	45.8兆円 [54.1%]	38.8兆円 [45.9%]
H21計画	83.9兆円	46.9兆円 [55.9%]	37.0兆円 [44.1%]

(注)地方税には、超過課税及び法定外税を含まない。

地方消費税の現状等について

現状



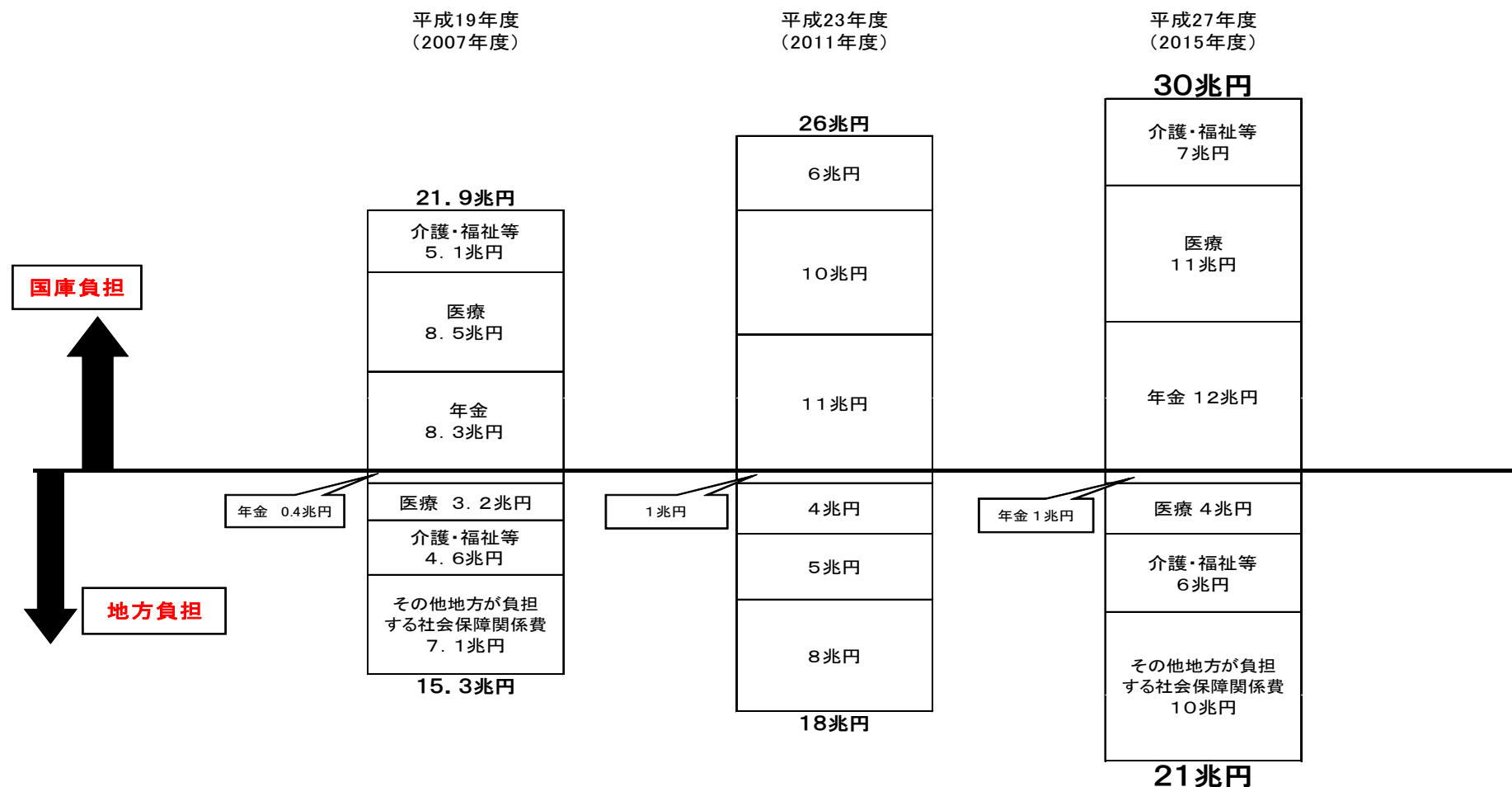
参考

【地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由説明(第131回国会)(平成6年10月)(抄)】

- 地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、消費譲与税に代えて、消費に広く負担を求める地方消費税を道府県税として創設することにより地方税源の充実を図ることとし、あわせて税制改革に伴い、消費税に係る地方交付税の率を引き上げる

社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計（未定稿）

地方は、国民健康保険や介護保険など、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほかに、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方独自の負担により、地域に密着したきめ細かな住民サービスを幅広く提供。



法定外税の状況

(平成21年4月現在)
(平成19年度決算額)

平成19年度決算額 425億円(地方税収額に占める割合 0.11%)

1 法定外普通税〔317億円(22件)〕

[都道府県]

石油価格調整税	1.0	沖縄県
核燃料税	134	福井県、福島県、愛媛県、 佐賀県、島根県、静岡県、 鹿児島県、宮城県、新潟県、 北海道、石川県
核燃料等取扱税	12	茨城県
核燃料物質等取扱税	9.0	青森県
臨時特例企業税	5.9	神奈川県
計	305億円	(15件)

[市町村]

砂利採取税等	0.4	城陽市(京都)、中井町(神奈川)、 山北町(神奈川)
別荘等所有税	6	熱海市(静岡)
歴史と文化の環境税	0.7	太宰府市(福岡)
使用済核燃料税	3	薩摩川内市(鹿児島)
狭小住戸集合住宅税	3	豊島区(東京)
計	12億円	(7件)

(参考)総務大臣の同意

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

2 法定外目的税〔108億円(34件)〕

[都道府県]

産業廃棄物税等	74	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、 青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、 奈良県、新潟県、山口県、宮城県、 京都府、島根県、福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、 宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、 北海道、山形県、愛媛県
宿泊税	14	東京都
乗鞍環境保全税	0.2	岐阜県
計	89億円	(29件)

[市町村]

遊漁税	0.1	富士河口湖町(山梨)
環境未来税	13	北九州市(福岡)
使用済核燃料税	5	柏崎市(新潟)
環境協力税	0.0	伊是名村、伊平屋村(沖縄)
計	19億円	(5件)

(注)端数処理のため、計が一致しないことがある。

超過課税の状況

ア 超過課税実施団体数 (H21. 4. 1 現在)

○ 都道府県

<道府県民税>

個人均等割

30団体

〔岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

所得割

1団体

〔神奈川県〕

法人均等割

30団体

〔岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

法人税割

46団体

〔静岡県を除く46都道府県〕

<法人事業税>

8団体

〔宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県〕

<自動車税>

1団体

〔東京都〕

○ 市町村

<市町村民税>

個人均等割

3団体

〔北海道夕張市、神奈川県横浜市、宮崎県宮崎市〕

所得割

2団体

〔北海道夕張市、兵庫県豊岡市〕

法人均等割

411団体

法人税割

1,024団体

<固定資産税>

164団体

<軽自動車税>

34団体

〔北海道〕函館市、夕張市、留萌市、美幌市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、南幌町、栗山町、浦臼町、滝上町〔青森県〕鱒ヶ沢町〔山梨県〕早川町〔京都府〕伊根町〔島根県〕松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、斐川町〔徳島県〕徳島市、小松島市、鳴門市〔香川県〕高松市〔高知県〕高知市、須崎市〔福岡県〕大牟田市

<鉱産税>

34団体

<入湯税>

2団体

〔三重県桑名市、岡山県美作市〕

イ 超過課税の規模

H19年度決算額 6,876億円(地方税収に占める割合 1.7%)

道府県税(団体数^(注))

道府県民税	個人均等割(23団体)	110.0億円
	所得割(1団体)	24.6億円
	法人均等割(23団体)	75.1億円
	法人税割(46団体)	1,411.0億円
法人事業税(7団体)		1,374.6億円
自動車税(1団体)		5百万円
道府県税計		2,995.3億円

市町村税(団体数^(注))

市町村民税	個人均等割(1団体)	2百万円
	所得割(1団体)	29百万円
	法人均等割(404団体)	146.4億円
	法人税割(1019団体)	3,370.2億円
固定資産税(158団体)		358.6億円
軽自動車税(26団体)		5.1億円
鉱産税(36団体)		9百万円
入湯税(2団体)		23百万円
市町村税計		3,880.9億円
超過課税合計		6,876.2億円

※ 法人二税の占める割合:92.7% (注) 平成19年4月1日現在の団体数である。